

広 個 審 第 9 号

平成19年4月10日

広島市長 秋葉 忠利 様

広島市個人情報保護審議会

会長 西 村 裕 三

目的外提供の例外事項に関する意見について（答申）

平成19年1月16日付け広社介第1号により、意見を求められていた標記事項について審議した結果、当審議会の意見は別紙のとおりです。

なお、これらの事項は、広島市個人情報保護条例第8条において例外的な事項として定められているところであるため、情報の提供に当たっては、慎重な運用を図ってください。

また、別紙2は、介護保険の被保険者の保有個人情報に限られるものではなく、死者の保有個人情報の提供についての一般的な考え方を示したものであることを、念のため、申し添えます。

## ○ 目的外利用・提供の制限の例外事項

《条例第8条第1項第7号に基づき個人情報を目的外に利用・提供する場合》

類	型	目的外利用・提供を認める理由又は必要性
	被保険者本人が死亡している場合や重度の認知症などのため意思表示が困難な場合で、その家族等に対し要介護認定、介護給付等の情報を提供する場合	○ 本人が意思表示できる場合であれば、当然同意していたであろうと思われ、本人に代わって家族等に伝えることについて本人の同意があるときと同様と考えられるため

## ○ 目的外利用・提供の制限の例外事項

《条例第8条第1項第7号に基づき個人情報を目的外に利用・提供する場合》

類	型	目的外利用・提供を認める理由又は必要性
	死者に関する個人情報を、正当な目的のために遺族に対して提供する場合	○ 死者の個人情報が、遺族の個人情報でもあると考えられるような場合及び社会通念上、遺族自身の情報とみなし得るほど、遺族と密接な関係がある情報であると考えられる場合であるため